

News Letter



Topics

- I 大掃除の小技巧紹介
- II 弊社のお客様の取組事例のご紹介 名古屋市N社様
- III 建設業法改正について ～工期に関する改正点～
- IV 建設業許可 ～建設業を営む営業所について～
- V 今年を表す漢字

いつもお世話になりありがとうございます！

担当:片岡

～大掃除の小技巧紹介～

今年も残すところ1週間ほどとなりましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。年末、といえば大掃除。私の家では11月末から週末を使って一か所ずつ掃除をしていくのが毎年恒例なのですが…

結局毎年年末に掃除に追われています。そんな方多いのではないのでしょうか？
すでにご存じの方もいるかもしれませんが、私が使っている小技巧を紹介します！

○油污れは熱湯で落とす！

ガスコンロや、換気扇の油污れはしばらく熱湯につけておき、ぬるくなったところでふき取ると擦らず取れるんです。でも、コンロの着火部分にお湯がかかるとしばらく火がつかなくなるので、要注意です！

○カビにはキッチンペーパー！

カビにキッチンペーパーを当て、上からカビ取り用の洗剤を吹きかけます。その上からラップで密封し10～20分おくと…洗剤を洗い流せばカビもとれちゃいます！

何かと忙しいこの時期、皆さんもお試しあれ。



弊社のお客様の取組事例のご紹介 名古屋市N社様

インフラの点検、設備保守を行っている名古屋市のN社様。従業員数1000名程の建設業者様で、コンプライアンス意識が高く、従業員教育にも力を入れておられ、弊社は数年前からお付き合いをさせていただいております。

弊社では建設業法令に関する研修で支援をさせていただいているのですが、N社様の取組みが面白いのは、単に法令研修を1回実施して終わりにするのではなく、法令の基礎を学んでから、それを発展させ、実践的な知識の習得まで、約半年間の一連のプログラムにされているところです。

- ①建設業法コンプライアンス研修「初級」4時間 … 基礎的な法令の知識の習得
- ②社内担当部署で、初級研修の質疑及び日常業務における疑問点を収集
- ③弊社による約半年間のコンサルティング … 毎回7～8名の担当者様と打合せ(相談対応、研修内容の検討)
- ④建設業法コンプライアンス研修「中級」4時間 … 質疑・相談事例をQ&A形式(40問程度)で実践的な知識の習得

更に現在では、テーマ特化型の上級編の研修も検討しておられます。その熱心な取組みにはこちらも刺激をいただきますし、毎回勉強させていただいております。N社様のようにコンプライアンスに関する取組みを検討されていらっしゃる方はお気軽にお問い合わせください。

(担当:大野)



〒450-6333 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋33F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正について ～ 工期に関する改正点 ～

今回の改正では、「建設業界の働き方改革の促進」のため、建設業法が改正されるという背景があります。その取り組みの1つが「工期の適正化」です。工期に関する改正点のポイントを解説します。

①著しく短い工期の禁止:建設業法第19条の5

通常必要と認められる期間と比べて、**著しく短い期間を工期**とする請負契約の締結は禁止です。工期に関する基準は、中央建設審議会において作成されます。

②情報の提供・共有:建設業法第20条の2

工期等に影響を及ぼす事象の状況を把握するため、請負契約締結までに、**必要な情報を提供**しなければなりません。あらかじめ情報の提供や共有をすることにより、施工の手戻り防止に繋がります。

③工程の細目を明らかにする:建設業法第20条

工事の材料費や労務費等の経費だけでなく、**工程ごとの作業とその準備に必要な日数を明らかに**して、工事の見積もりを行うようにしましょう。

④契約書に記載すべき事項の追加:建設業法第19条

これまでの14項目に加えて、「**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときは、その内容**」と「**その他国土交通省令で定める事項**」を加えた16項目が契約書の記載事項となります。

上記4点の事項を遵守していただくことにより、工期の適正化につながります。この工期に関する改正は、令和2年10月1日から施行されます。
(担当:寺嶋)

建設業許可 ～ 建設業を営む営業所について ～

【建設業を営む営業所について】

建設業許可を取得するには営業所を設置している必要があります。

・「営業所」とは

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所です。

・「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは

請負契約の見積り、入札、請負契約等の実態的な業務を行っている事務所です。

契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いませんが

単なる登記上の本店や建設業に無関係な本店又は支店、事務連絡所、工事事務所、作業所は「営業所」として認められません。

なお、許可を受けた業種については軽微な工事を請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外において当該業種について営業することはできません。

★次回は「許可の基準(許可を受ける要件)」です。



(担当:松裏)

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「今年を表す漢字」

今年も残すところあとわずかとなりました。
2019年は皆さまにとってどのような一年でしてでしょうか？



★大野 裕次郎★

「人」
成長の源泉は人だと実感した年でした。名南全社の新卒採用担当なのですが、採用は大事なと改めて感じています。

★松裏 浩子★

「忙」
バタバタ忙しくあっという間の1年でした。

★寺嶋 紫乃★

「波」
良くも悪くも、浮き沈みの激しい1年だったな、と。

★中村 桃子★

「学」
新しいことをたくさん学ぶ勉強の日々でした。

★片岡 詩織★

「早」
この間年が明けたと思っていたのにもう年末でした。ありがたいことに毎日が充実していた証拠なのかな、と思っています。

